

美郷町カヌー艇庫基本設計業務仕様書

本仕様書は、美郷町（以下「本町」という。）が発注する美郷町カヌー艇庫基本設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務目的

本業務は、美郷町信喜地内にカヌー艇庫及び研修会議室やトレーニングルーム等を兼ね備えた施設を新たに建設するにあたり基本設計を行うものである。

2 履行期間

業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和4年11月30日までとする。

3 整備地及び施設概要

- (1) 整備地 邑智郡美郷町信喜地内
- (2) 主要構造 1階もしくは2階
- (3) 計画面積 計画予定敷地面積 約3,500 m² 想定延べ床面積 約1,000 m²
- (4) その他 都市計画区域外

4 概算予算工事費用

約350,000千円（税込み）建築工事に係る概算費用を算出する。

※島根県営繕工事積算基準及び建築工事共通費積算基準を基に算出すること。

※昨今の世界情勢や経済状況等を踏まえた上で、令和5年度の物価変動等を想定して積算すること。

5 施設整備方針

- (1) 本施設は、美郷町立邑智中学校及び島根県立島根中央高校のカヌー一部の練習、また各種カヌースプリント競技を開催するにあたって、移動式ラックによるフォア艇10艇、ペア艇20艇、シングル艇50～80艇程度を格納するスペース（搬入搬出口3箇所）、備品庫を兼ねる作業室、研修会議室、和室の救護室兼ミーティングルーム、ウェイトトレーニングマシン・エルゴ等の設置が可能なトレーニングルーム、シャワー完備更衣室（男女）、中高生共同部室（ロッカールーム）、トイレ（男女、ユニバーサル）、手洗い兼足洗い場、管理事務室（ワーキングスペース）、湯沸室、カヌー艇展示スペース、カフェ・調理スペース、屋外観覧スペース（屋上、ベランダ、バルコニー、テラス等）、表彰式や各種催しが開催できる広さのステージを整備する。
- (2) 大会運営におけるあらゆる場面に対応するため、高速ネットワーク環境を整備する。
- (3) 施設外観については、本町はバリ文化の振興も推進していることから、美郷町の雄大な山と川の景観にマッチしたバリ島の建築様式を模した外観とする。
- (4) 水道は建設敷地内の仕切弁までの接続（30m）、下水道は新設する合併処理浄化槽までの接続（15m）とする。
- (5) 電話・電気・ガスについては、必要に応じ最適な方法の提案を望むものとする。
- (6) 太陽光発電システム及び蓄電池を設置し、自家消費（売電無し）システムを導入する。

6 施設に関する要求水準

(1) 基本的機能

- ① 施設整備方針の(1)～(5)を備えた施設とする。
- ② 艇庫内もしくは、その搬入搬出口の軒または庇を延長して、部員や選手がストレッチ等を行うことができるスペースを設ける。
- ③ 搬入搬出口は引き戸とすることが望ましい。
- ④ カヌー艇の展示スペースは1～2艇を予定、時期によって展示物の変更が可能なものとする。
- ⑤ 更衣室にもロッカーを設置する。
- ⑥ 調理スペースは、いずれは軽食の提供等が行えるように拡張性のあるものとする。
- ⑦ ステージには屋根を設ける。

(2) 付帯設備

- ① 研修会議室、ミーティングルーム、管理事務室には、高速なインターネットの有線ネットワーク環境、Wi-Fi環境を備えるものとする。
- ② 地上デジタル放送の受信設備を設ける。
- ③ レース中継や着順表示が可能な大型モニター(LEDビジョン・電光掲示板)を屋外へ設置する。

(3) 内装

- ① 耐久性に優れ、清掃や補修、点検など、日常的な維持管理に配慮した内装とすること
- ② 利用しやすい利便性の良い間取りとすることはもとより、気軽に立ち寄り易い雰囲気とすること、長期滞在でも居心地が良い室内空間とすることなど、アイデアあふれる空間デザインの提案を求める。

(4) 外観

施設整備方針の(3)を考慮した提案を求める。

(5) 駐車スペース、外溝

- ① 空きスペースへ駐車場所を整備計画し確保する。
- ② 施設本体の改修整備を優先するため、外溝整備は必要最低限な提案で可とする。

7 設計に関する要求水準

(1) 対象業務

国土交通省告示第98号 別添一 1 基本設計に関する標準業務によることとする。

(2) 事前調査

受託者は、設計にあたって必要な事前調査を実施すること。

(3) 設計業務

- ① 受託者は、受託者が提案した内容を基本として、町との協議による変更を加えた上で設

計を行うものとし、定期的に町に進捗状況等を報告すること。

(4) 実施設計及び工事監理業務

実施要領の「10. その他(3)」による。

(5) 設計に伴う各種許認可の申請業務

本事業の設計に伴う各種許認可等の申請は、受託者が自己の責任にて行うこと。ただし、受託者が本町に対して協力を求めた場合は、本町は資料の提出その他について可能な範囲で協力する。

8 技術提案書作成

(1) 技術提案書一式 各7部

- ① 技術提案書(様式5)
- ② 業務実施方針(様式6)
- ③ 技術提案(施設整備概要説明書)(様式7-1)
- ④ 技術提案(設計業務)(様式7-2)
- ⑤ 全体計画図(様式8)

(2) 経費見積書 各1部

- ① 基本設計に係る見積書
- ② 実施設計に係る概算見積書
- ③ 監理業務に係る概算見積書(参考として建設工事費の概算見積書)

(各書 A4 版任意様式、業務ごとの詳しい内訳書を含む)を記名押印の上、作成して下さい。
見積書の宛先は、美郷町長としてください。

(3) 技術提案書の内容について

- ① 「業務実施方針(様式6)」には、以下の内容を記載するものとする。
 - ア 本業務の取組み方針と実施体制(配置予定技術者の役職及び氏名を明記すること)
 - イ 本業務全体の全体工程表(設計)
- ② 「技術提案(様式7-1~7-2)、全体計画図(様式8)」には、以下の内容を記載するものとし、その的確性、実現性等を評価する。

施設整備概要説明書 (様式7-1)	・「仕様書 5 施設整備方針」に掲げた内容を踏まえた上で、施設整備にあたり提案する事項
設計業務 (様式7-2)	・「設計品質」を確保する具体的方策(設計体制、設計瑕疵の防止策等)
全体計画図 (様式8)	・全体構想(カヌー艇庫・駐車スペース等の配備計画、平面計画、外観、規模、設備等がわかるもの及び周辺景観との調和が理解できるもの。外部、内部仕上げ表を含む。) [必須図]配置図、平面図、立面図、簡単な内観、外観イメージ図

9 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本件受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を町に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本件受託者は、町の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。
- (3) 町は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のため目的物の改変を行うことができるものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、本町と受託者が誠意をもって協議し実施すること。